

公益社団法人 日本コンクリート工学会
コンクリート工学年次大会委員会規程

平成 2年 8月 23日	制定
平成 4年 2月 28日	改正
平成 11年 10月 27日	改正
平成 15年 8月 29日	改正
平成 18年 2月 28日	改正
平成 23年 4月 1日	改正
平成 30年 6月 22日	改正
令和 元年 5月 22日	改正

(目的)

第1条 この規程は、コンクリート工学年次大会委員会（以下「大会委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 大会委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 学術・研究部門担当副会長
- (2) 技術・普及部門担当副会長
- (3) 学術・研究部門担当理事
- (4) 第7条に定める実行委員会の現委員長
- (5) 第7条に定める実行委員会の前委員長
- (6) 第7条に定める実行委員会の次回委員長
- (7) 第7条に定める査読委員会の委員長
- (8) 第3条に定める大会委員長が指名する委員

(委員長、副委員長)

第3条 大会委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2. 委員長は、学術・研究部門担当副会長が当たる。
3. 副委員長は、技術・普及部門担当副会長が当たる。

(任期)

第4条 委員長及び副委員長の任期は2年とする。

2. 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。なお、第2条(4)、(5)、(6)号の委員の任期は、1年とする。また、第2条(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)号の委員の交替

時期は、コンクリート工学年次大会（以下「年次大会」という。）終了時とする。

3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

（職務）

第5条 大会委員会は、次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、企画調整会議の議を経て、理事会に付議する。

（1）年次大会の基本的、中長期的な方針及び計画の策定

なお、ここでいう年次大会とは、①コンクリート工学講演会、②コンクリートテクノプラザ、その他関連行事の総称である。

（2）各開催支部間の調整並びに情報交換

（運営）

第6条 大会委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。”

（委員会の設置）

第7条 大会委員会の下部組織として、年次大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び年次論文査読委員会（以下「査読委員会」という。）を置く。

（実行委員会）

第8条 実行委員会は、担当する年度の年次大会の計画及び実施に関する事項を担当する。

2. 実行委員会に関する細目は別に定める。

（査読委員会）

第9条 査読委員会は、論文の採否の決定及び年次論文集の編集に関する事項を担当する。

2. 査読委員会に関する細目は別に定める。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、大会委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成2年8月23日から施行する。

2. この規程の改正は、令和元年5月22日から施行する。